

## ②特定施設届出地区

＜届出行為の種類と届出対象の規模＞

行為の種類		届出対象の用途・規模
特定施設の新築等*	<p>○特定施設及び附帯施設でその敷地の全部又は一部が特定施設届出地区内に存するものの新築、増築、改築、移転又は外観の変更</p> <p>※指定している路線の路端より両側それぞれ 20メートル以内の区域</p>	<p>○規模に関わらず、下記に示した用途のもの</p> <p>(1)キャバレー、ナイトクラブ、ダンスホール、マージャン屋、パチンコ屋、ゲームセンター、モーテル類似施設等</p> <p>(2)ガソリンスタンド等</p> <p>(3)レストラン、喫茶店等</p> <p>(4)スーパーマーケット、専門店、レンタルビデオショップ、貸自動車業等</p> <p>(5)ホテル、旅館等</p>
適用除外		○届出を要しない通常管理行為、軽易な行為については景観法施行令第8条で定める行為とする。

- \*特定施設：(1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第1号、第3号、第4号、第7号及び第8号並びに同条第6項第4号に規定する営業を行うための施設
- (2)危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）第3条第1号に規定する給油取扱所（専ら自家用に供するものを除く。）
- (3)飲食店業を営むための施設（第1号に該当する施設を除く。）
- (4)物品販売業又は物品貸付業を営むための施設（当該施設で販売又は貸付けのための物品の陳列又は展示を行わないものを除く。）
- (5)旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条第2項又は第3項に規定する営業を行うための施設